

監査公表第8号

監査結果に基づく措置について

平成29年11月15日付監査報告第12号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、その結果を公表します。

平成31年2月21日

大牟田市監査委員	中原修作
同	大野哲也

総 第 7 4 8 号
平成 3 1 年 2 月 1 9 日

大牟田市監査委員 中原 修作 様
大牟田市監査委員 大野 哲也 様

大牟田市長 中尾 昌弘
(企画総務部総務課)

行政監査の結果に基づく措置について（通知）

「行政監査の結果について（報告）」（平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日付け監査報告第 1 2 号）により報告の提出を受けた監査の個別指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

記

1 個別指導事項の内容

「公印の使用手続き及び管理について」をテーマとして行われた行政監査において、次のとおりの個別指摘事項の報告を受けた。

(1) マニュアルの作成や研修の実施について

公印の使用手続き及び管理においては、監査の結果明らかになったとおり、職員の理解不足が原因と考えられる多くの問題点が全ての部局等で見受けられた。

これらの問題点の多くは、公印使用簿の記載要領や公印の管理要領等があれば、使用手続き及び管理方法が明確になり解消が図られるものと考ええる。

大牟田市公印規則、大牟田市企業局公印規程の所管課である企画総務部総務課及び企業局総務課においては、問題点等を改善するため、公印の使用手続き及び管理についてのマニュアルの作成並びに研修の実施について検討されたい。

2 講じた措置

(1) 公印取扱要領及び公印使用簿記入要領の作成

公印の使用手続き及び管理の適正化を図るため、大牟田市公印規則（昭和 3 6 年規則第 1 3 号）に定める公印の種類及び規格等、保管並びに使用その他公印に関し必要な事項について、具体例等を入れて分かり易く

解説した公印取扱要領を制定した。

また、公印使用簿の記入について、各項目の記入方法等についてのルールを定めた公印使用簿記入要領を制定し、平成31年4月1日施行とした。

公印取扱要領及び公印使用簿記入要領については、職員への周知を図るため、グループウェアシステムのファイル管理にデータを掲示し、職員がいつでも確認できるようにし、その旨をメールで各課にお知らせした。

(2) 公印の取扱いに関する研修の実施

公印取扱要領及び公印使用簿記入要領について職員に周知し、公印の使用手続及び管理の適正化を図るため、公印取扱責任者が主査以上の職である職員から指名されることに鑑み、主査級職員を対象とした公印の取扱いに関する研修を実施した。